

石川県住生活基本計画の変更案に対するパブリックコメントの結果について

1. 募集期間 令和3年12月28日（火）～令和4年1月27日（木）
 2. 寄せられたご意見 14件

No	箇所	該当ページ	意見	意見に対する考え方
1	概要資料	—	基本理念＞「住まいの視点」＞目標2 次世代の良質な資産となる住宅まちづくりの推進＞（2）住まいの脱炭素化を進める＞②省資源の推進 → ②木材の利用拡大と省資源の推進 ではないでしょうか。（P.32と不整合）	ご意見のとおり、「②木材の利用拡大と省資源の推進」とします。
2	概要資料	—	■関連する主な新法・法改正 R3「建築物省エネ法」の改正（中規模建築物の適合義務化）と記載していますが、住宅系は何ら変わっていませんので、記載するのは紛らわしいではありませんか。	ご意見を踏まえ、「中大規模建築物(住宅を除く)の適合義務化」とします。
3	第3章1 住宅政策の基本理念及び視点と目標 第3章3 基本的方針と施策	P17 P44	里山里海景観」だけ特出ししていますが、言葉として適正でしょうか。（県職員しか分からない言葉ではありませんか。）	世界農業遺産として「能登の里山里海」が認定されていること、県のみならず市町HPや各種論文等においても「里山里海景観」の用語が使用されていることから、原案どおりとします。
4	第3章1 住宅政策の基本理念及び視点と目標	P19	（上から4行目あたり）クリーンエネルギーの活用 → クリーンエネルギーの導入 の方がよろしいのではないでしょうか。	ご意見のとおり、「クリーンエネルギーの導入」とします。
5	第3章2 施策効果を把握するための成果指標	P22	P22 追加の成果指標について [11]住宅の災害時の安全性に対する満足度（地震時の安全性・台風時の安全性） [12]住環境の災害時の安全性に対する満足度（災害時の避難のしやすさ、水害・津波の受けにくさ） これらは、主観的指標であり、安全性の指標として不適切です。たとえば、仮に根拠がなくても住民が安全と思えば数値は上がります。指標を設けるのであれば、客観的な安全性の調査データに基づいて設定すべきです。たとえば、東京都は「地震に関する地域危険度測定調査」を概ね5年ごとに行い、結果を公表しています。 https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bosai/chousa_6/home.htm	ご意見のとおり主観的指標ではあるものの、全国や他県の数値との比較が可能な指標として採用していることから、原案どおりとします。 なお、施策効果をよりの確に把握するための充実した成果指標の設定が可能となるよう、今後の計画の見直しに向けて、国・市町等と連携して必要なデータの充実、定量化の検討等を行ってまいります。

No	箇所	該当ページ	意見	意見に対する考え方
6	第3章3 基本の方針と 施策	P28	<p>P28 ◆住宅相談体制の充実 次の【】内を補ってください。 ・高齢期の住み替えや所有資産（住宅・土地）の活用【、没後の円滑な相続や空き家化防止】など、高齢期における住まいの悩みに関する相談体制の充実を図る。 （理由・説明） 高齢期の不安解消や、空き家化防止のために、「終活の相談」として生きている間のことだけでなく、没後のことも視野に入れた相談体制が必要です。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「円滑な相続等による空き家発生の予防」を追記します。</p>
7	第3章3 基本の方針と 施策	P29	<p>P29 「団地の集会所を活用した地域住民との交流や、高齢者・子ども等の各世代の交流活動を推進する。」 →「団地の集会所を活用した周辺住民との…」と修正してください。 （理由・説明） 団地住民もその地域の地域住民であり、案の表現では「よそ者」扱いしているように受け止められかねません。</p>	<p>国土交通省で用いられる例に即して、「地域住民」は、地元住民及び周辺住民を指す用語として使用していますが、誤解を生じないように、「団地の集会所を活用した団地内外の地域住民の交流活動や」に修正します。</p>
8	第3章3 基本の方針と 施策	P35	<p>（下から9行目あたり）CLT（直行集成板）のみを特出ししているのは、何か意味があるのでしょうか。（その他に、LVL（単板積層材）とかもあります。）</p>	<p>ご意見のとおり、活用を図るべき新素材はCLTに限られるわけではないため、「CLT(直行集成板)等の活用を図る」とします。</p>
9	第3章3 基本の方針と 施策	P39	<p>P39 (1)－③ 空き家発生の予防や多様な利活用の推進 次の【】内を追加してください。 ・空き家の所有者や、親の住宅を相続する可能性のある子世代等に対し、空き家の適正管理や利活用【、相続登記】について意識啓発を図る。 （理由・説明） 空き家化防止や、住宅の円滑な継承・活用のために、相続登記についても啓発・促進が重要です。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「円滑な相続等」を追記します。</p>
10	第3章3 基本の方針と 施策	P43	<p>B I MやD Xの注意書きは不要でしょうか。</p>	<p>用語の解説を追記することとします。</p>

No	箇所	該当ページ	意見	意見に対する考え方
11	第3章3 基本的方針と 施策	P46	U I J ターンの注意書きは不要でしょうか。	用語の解説を追記することとします。
12	第3章3 基本的方針と 施策	P47	p47 (4)－③ 災害後の円滑な住宅再建の体制整備 ー ◆早期の住宅提供体制・復興体制の構築 次の【】内を追加してください。 ・災害時の体制強化のため、住宅関係事業者等と連携した木造による応急仮設住宅の供給【や、空き家を活用した仮設住宅（みなし仮設）の提供体制の整備】について検討する。 (理由・説明) p8等で、賃貸又は売却用でない多くの空き家があることが示されています。これら住宅ストックを活用し、平常時から所有者等の協力を得ておき、災害時にすみやかに活用する体制を整備ことも有意義ではないでしょうか。	賃貸用等でない個人所有の空き家のみなし仮設としての活用については、内閣府の検討会において、「空き家が傷んでいる場合があり、補修をする必要がある」「所有者が費用を負担して補修を行う可能性が低い」「災害時に活用可能な量が把握しにくい」等の課題があるとされているところです。まずは、応急仮設住宅の建設や民間賃貸住宅を活用したみなし仮設の提供体制を継続・強化することとし、個人所有の空き家の活用については今後の検討課題とさせていただきます。
13	石川県における住宅の水準	P82	1. 居住環境水準の項目> (1) 安全・安心>②積雪に対する安全性等 において、冬期の積雪～とありますが、「冬期の」は不要ではないでしょうか。	一定以上の降雪に対応する趣旨から、原案どおりとします。
14	石川県における住宅の水準	P82	1. 居住環境水準の項目> (1) 安全・安心>③自然災害に対する安全性 において、津波、高潮、出水、がけの崩落等～とありますが、「暴風」は不要でしょうか。(令和4年1月1日より屋根ふき材の強風対策に係る告示改正分が施行されています。)	ご意見のとおり、暴風対策も重要であることから、「津波、高潮、出水、暴風、がけの崩壊等の自然災害」とします。

※「該当ページ」は、パブリックコメント実施時の計画案におけるページ番号を指します。